

沿岸広域振興局長告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年3月6日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200156	新岩手農業協同組合	J A 新いわてヘルパー ステーションみやこ	宮古市千徳町5番37号	平成30年2月28日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200164	新岩手農業協同組合	宮古市千徳デイサービス センター	宮古市千徳町5番37号	平成30年2月28日